

監監第711号
令和7年11月18日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒井 良清
同	高品 彰一
同	前田 一
同	瀬之間 康浩
同	麓 理恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年10月17日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「横浜市教育委員会事務局」における「令和8年度からの横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業の事業者選定」（以下、「本件契約」という。）について、特定の事業者4社（以下、「本事業者」という。）を挙げ、「4社は令和8年度からの横浜市立中学校給食調理・配送等業務委託事業者選定時に参加資格を失っているのにもかかわらず、事業者として選定され契約を結んでいますが、これは不当です」と述べています。また、本事業者について、令和5年度の文書の記載から、納品された食材の「実際の加工日を把握していて給食物資検収簿に正しく記載していなければ虚偽記載、加工日を把握していかなければ粗雑履行にあたり、横浜市指名停止等措置要綱では指名停止になり」、本件契約の「事業者選定」において「指名停止になると参加資格を失う」ことから「契約を無効とすること」について述べています。

住民監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為（本件契約）の違法性又は不当性について具体的に摘示する必要がありますが、前記請求人の主張は、本事業者の過去の行為に係る疑義と、指名停止になっていたならば契約を行うことができないという仮定について述べるにとどまっており、令和8年度の契約についての直接的な違法性又は不当性の理由は述べられていません。なお、指名停止等の措置自体は、横浜市の行政

（裏面あり）

運営上の措置であるため、指名停止措置を行うべきか否かは、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為ではありません。

仮に本件事業者が指名停止となつていれば、請求人の主張するように契約の相手方となることが適切ではないと考えられますが、指名停止の事実について監査委員が確認したところ、横浜市の有資格者名簿の記載から、本件事業者のうち1社は令和6年1月及び8月に指名停止の措置を受けたことが確認でき、他の3社については過去に指名停止措置を受けたことは確認できませんでした。そして、指名停止措置を受けた1社については、本件契約に関する横浜市の記者発表資料（令和6年8月26日「令和8年度からの事業者が全エリアで決定しました～横浜市立中学校給食調理・配達等業務～」）を確認した中では令和8年度からの事業予定者に含まれておらず、「事業者として選定され契約を結んで」いる事実又はその予定であるという事実は確認できません。

したがって、本件請求において、本件契約が違法又は不当である理由を具体的に摘示したものとは認められません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。